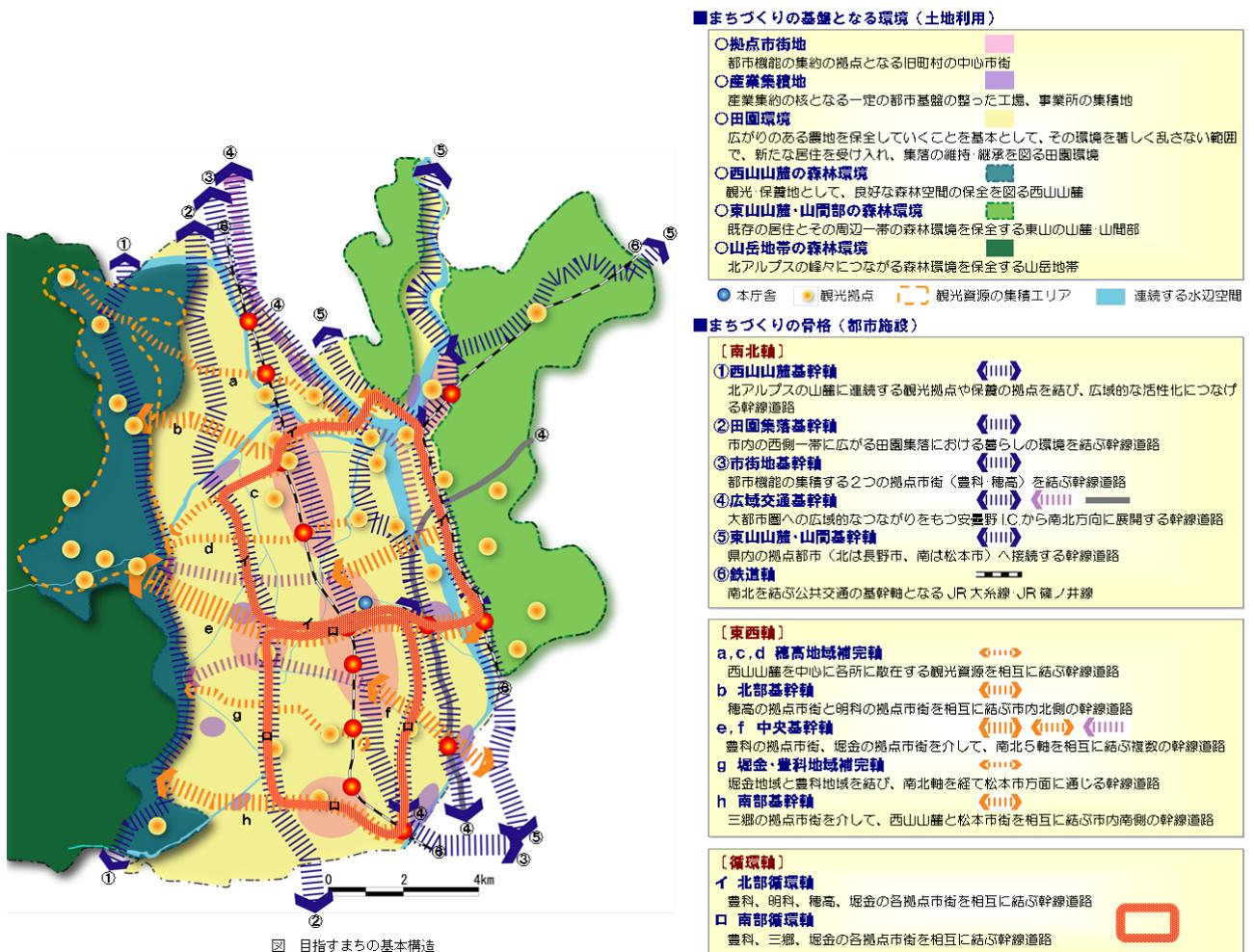


第2章 関連する計画制度の概要

2.1 安曇野市都市計画マスタープラン

安曇野市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものである。

まちづくりの基本方針	山岳と田園が育むよさを大切に、暮らしやすさをみんなで共有・継承できるまち 方針1 雄大な山岳景観と豊かな田園風景を未来に継承できるまちづくり 方針2 都市機能の秩序ある集約と有機的な連携による持続的なまちづくり 方針3 産業の継続的な発展を持続できるまちづくり 方針4 安全で安心して快適に過ごせるまちづくり 方針5 各地域・地区の個性を活かして魅力を引き出す協働のまちづくり
目指すまちの基本構造	既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり
各市街の方向性	<豊科市街>業務拠点として官公庁や商業施設の集積を活かした市街 <穂高市街>商業・観光の拠点として歴史的・文化的資源を活かした市街 <三郷市街>南側の生活拠点として松本市への近接性を活かした市街 <堀金市街>西側の生活拠点として集客力のある商業施設を活かした市街 <明科市街>東側の交通の拠点として既存の商業や水環境を活かした市街

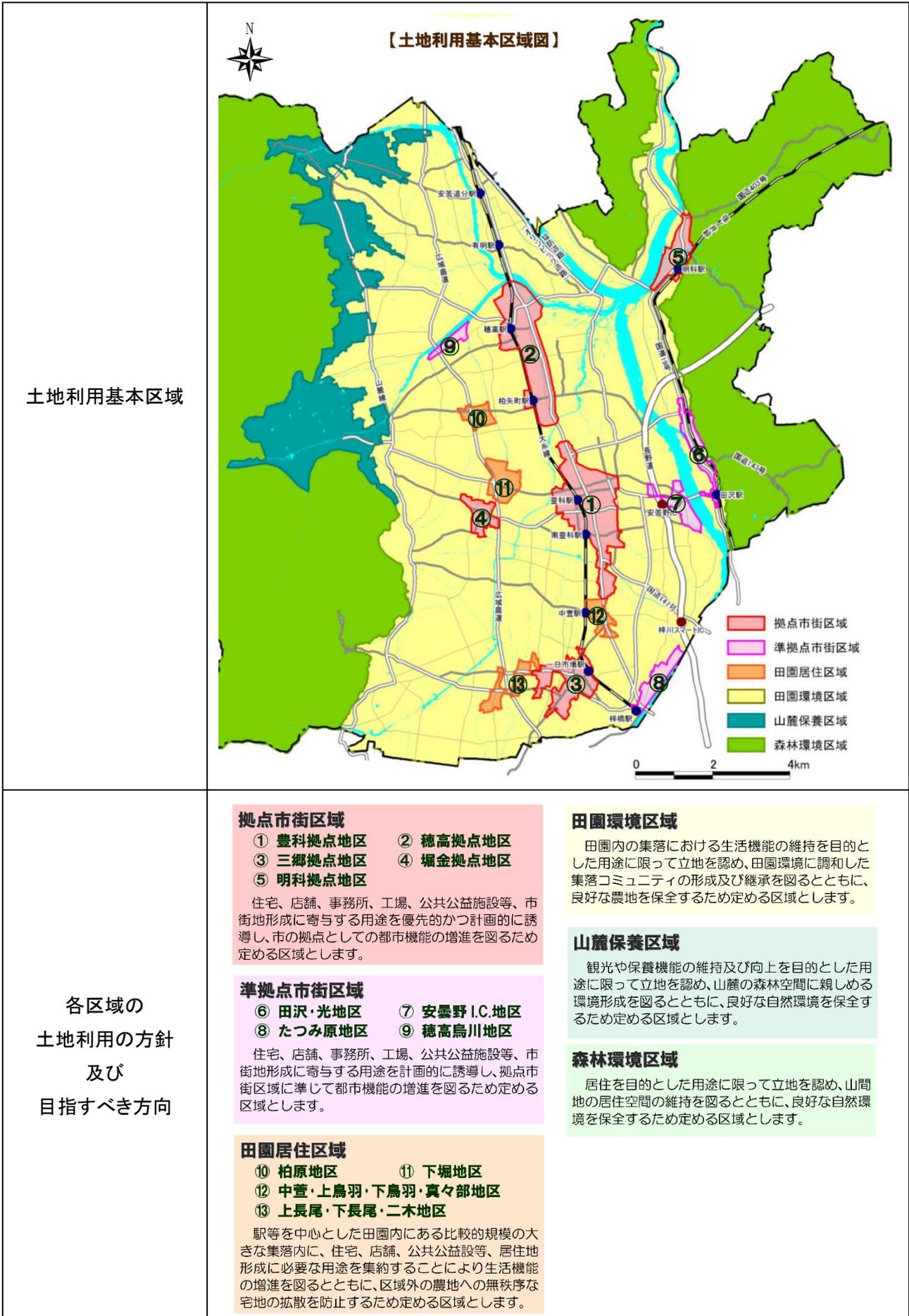


## 2.2 安曇野市土地利用制度

本市では平成 23（2011）年 4 月から運用を開始した土地利用制度により、開発事業を行う場合は一部例外を除き、事前の承認手続きが義務付けられている。

開発事業は、6つの区域ごとに定められた開発事業の基準と整合を図る必要があり、開発事業の基準に定めのない開発事業は、別途、認定を受ける手続きが義務づけられている。これらの制度により、農地等への無秩序な市街地の拡大を抑制し、既存市街地・集落内での開発を促進している。

<p>まちづくりの 目標像</p>	<p>豊かな自然環境や景観、歴史・文化を守り、暮らしやすさと産業発展のバランスがとれた田園産業都市づくり</p>
<p>土地利用の 基本となる 3つの方針</p>	<p>① 良好な住環境の形成・育成 ② 商工業・観光の振興と育成 ③ 農地の保全・農業の育成</p>
<p>土地利用の 11の原則</p>	<p>原則1 多様な機能を有する農地、優良農地の保全 原則2 生産性に課題のある農地への開発の集約 原則3 農業・農地の保全支援の確保 原則4 既存市街・集落付近への新たな宅地の集約 原則5 計画的な宅地整備 原則6 大規模な開発の際の住民判断の余地 原則7 大規模工場の既存工業地周辺への集約又は団地化 原則8 生活に身近な商業施設の立地の自由度の確保 原則9 高い建物、派手な色彩等、建物形態に対する制限 原則10 周辺環境との調和と緑化の推進 原則11 まちづくりへ住民の主体的な参加</p>
<p>手続きの流れ</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>条例手続きの対象を確認</b></p> <p>&lt;手続き対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の新築・増築・改築・移転</li> <li>・ 建築物又は工作物の用途の変更</li> <li>・ 工作物の新設・増築・改築・移転</li> <li>・ 土地の区画形質の変更</li> </ul> <p>&lt;例外1：承認手続き不要（事前の届出が必要）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常災害の応急処置（工事着後の届出可）</li> <li>・ 用途地域・準用途地域内における基準に適合した小規模な建築等</li> </ul> <p>&lt;例外2：手続きが不要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存敷地内における小規模な建築等</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>開発事業の基準との整合の確認</b></p> <p style="text-align: center;">以下6つの区域ごとに定められた開発事業の基準との整合を確認</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">拠点市街区域</div> <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">準拠点市街区域</div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px;">田園居住区域</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid yellow; padding: 2px;">田園環境区域</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">山麓保養区域</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">森林環境区域</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>基準に定めのある開発事業</p> <p>↓</p> <p style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">開発事業の承認手続き</p> <p>↓</p> <p style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">開発許可・建築確認申請</p> <p>↓</p> <p style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">完了検査</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>基準に定めのない開発事業</p> <p>↓</p> <p style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">特定開発事業の認定手続き</p> <p>↓</p> <p style="border: 1px solid gray; padding: 5px; text-align: center;">開発事業の承認手続き</p> </div> </div> </div>



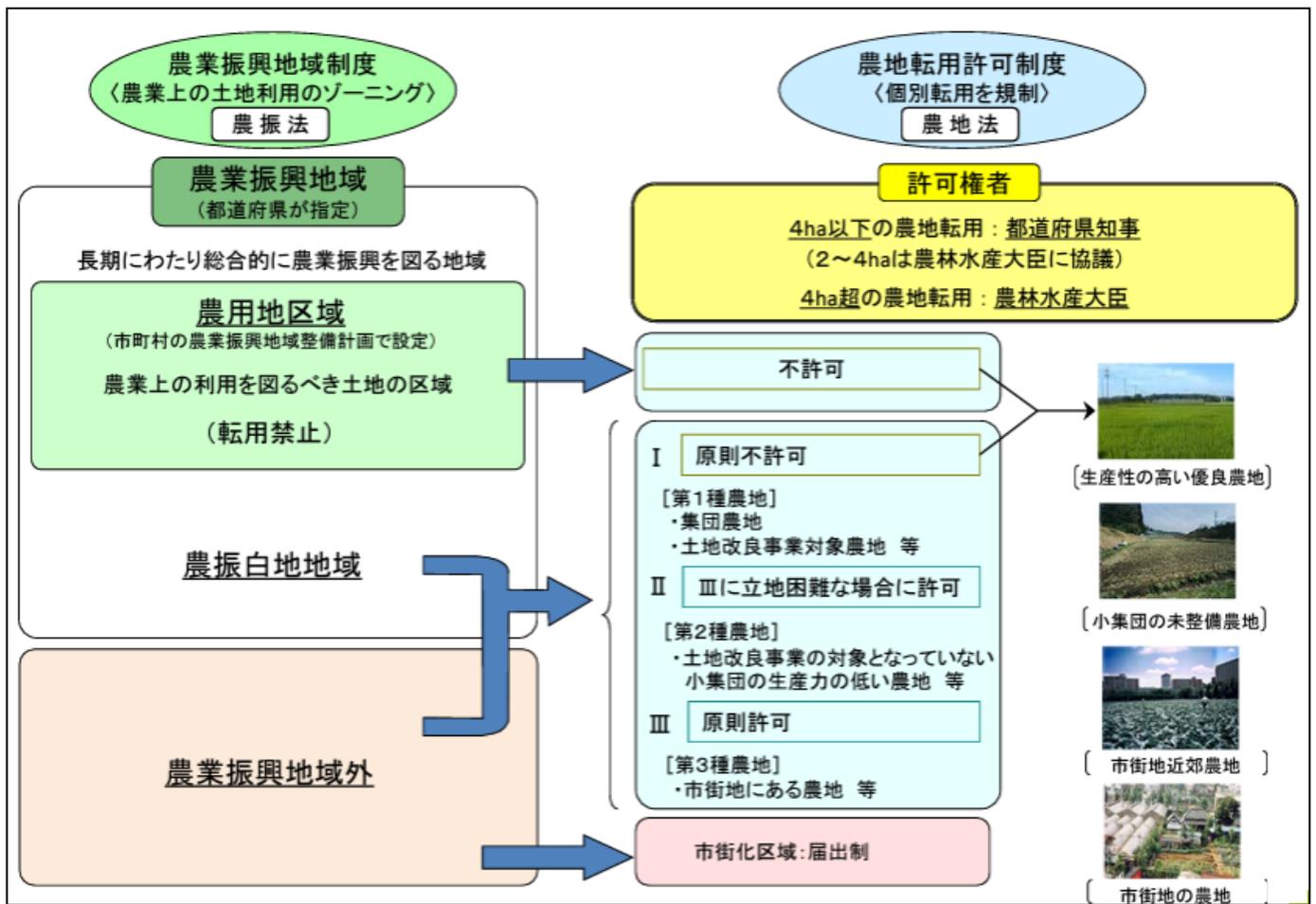
### 2.3 農業振興地域制度

農業振興地域制度は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく制度であり、農業振興地域の農用区域に指定された土地は、農地の保全と有効利用を図るため、農地転用の制限や開発行為の制限等の措置がとられている。

農業振興地域（都道府県が指定）において、市町村が農業振興地域整備計画において設定した農用区域内の土地は、農業上の利用を図るべき土地の区域であり農地転用は不許可とされ、生産性の高い優良農地を保全することとなっている。

本市においても、土地利用制度に基づく田園環境区域のほとんどが農業振興地域の農用区域に指定されており、農地転用は不許可とされている。

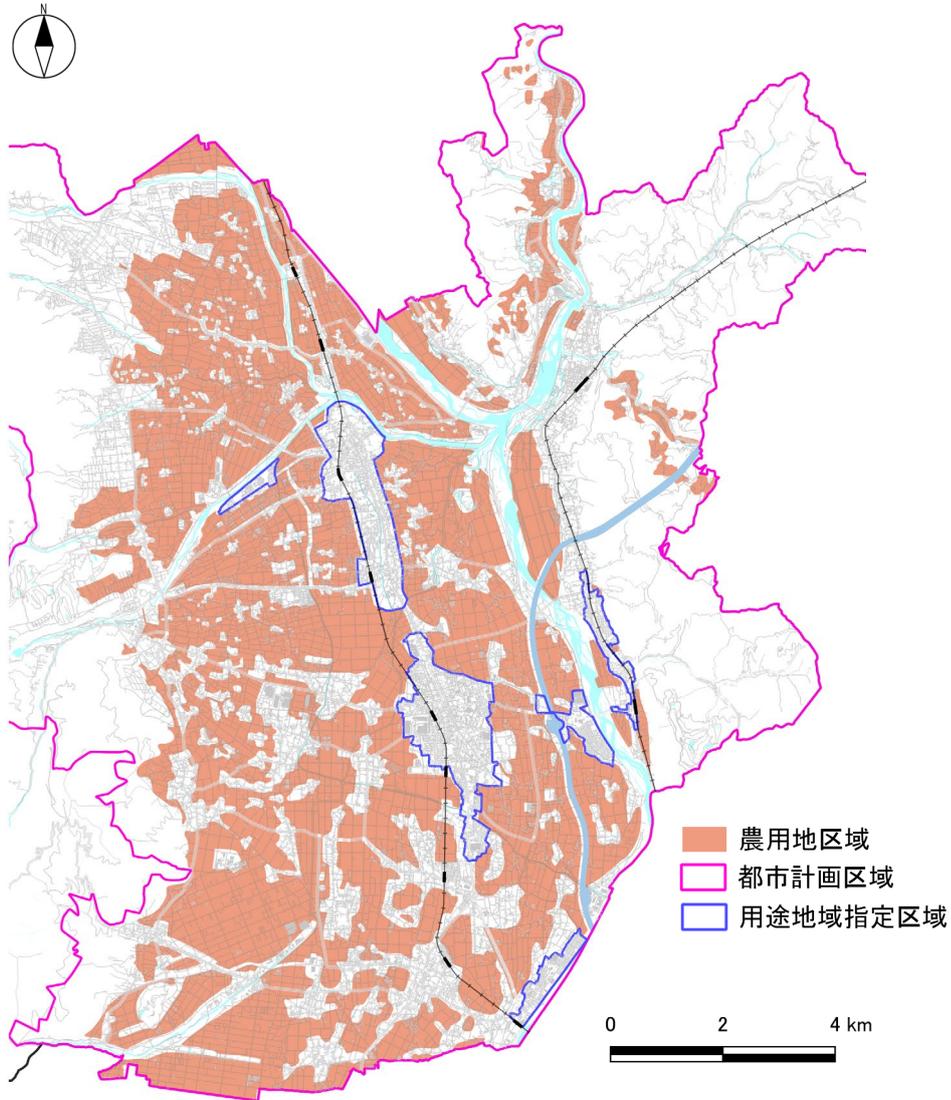
図表. 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



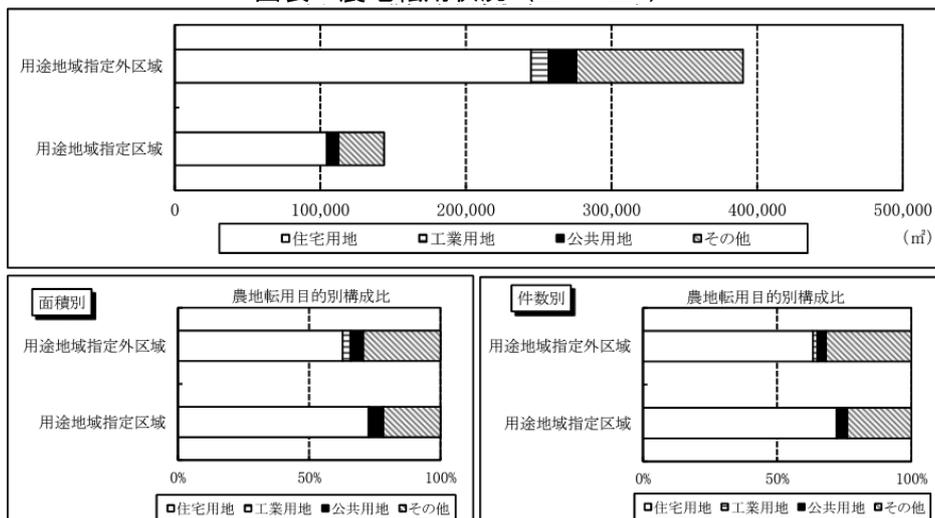
出典：農林水産省資料

当初計画策定前の、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間で、都市計画区域における農地転用の件数は1,419件で、面積は53.4ha、うち用途地域内はそれぞれ314件、14.4ha、用途地域外はそれぞれ1,105件、39.0haとなっている。目的別では、用途地域内、用途地域外ともに住宅用地への転用件数が多く、次いでその他(商業施設、駐車場等)への転用となっている。

図表. 農振農用地区域



図表. 農地転用状況 (H25~H29)



出典：安曇野市都市計画基礎調査 (H31.3)

## 2.4 安曇野市地域公共交通計画

地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもので、本計画との整合が求められる。

本市では、令和4（2022）年度に安曇野市地域公共交通計画を策定し、本市が目指す公共交通の将来像として以下に示す基本方針を定めるとともに、その実現に向けて、以下3つの目標を設定している。

### 安曇野市の公共交通の基本方針

#### ずっと住みたいまち、きっと行きたいまち ～公共交通の充実で選ばれるまちへ～

今後進行する人口減少及び少子高齢化社会を見据え、地域住民や来訪者が安心して便利に利用できる地域交通ネットワークを整備します。  
また、公共交通の課題を地域住民と共有し、地域や行政、交通事業者等がそれぞれ役割を担い主体的に取り組むことで、関係者全員の連携による持続可能なまちづくりを目指します。

### 計画目標1 まちづくりに対応した公共交通ネットワークの形成

- ・デマンド交通「あづみん」やコミュニティバス（定時定路線）など既存の公共交通を維持します。運行実績に基づき、必要な改善を行います。
- ・市域を越えた広域的な移動を支えるため、近隣市町村と連携したサービス展開を検討します。
- ・当市のまちづくり方針に沿った交通ネットワークを形成するため、新たなモビリティを検討します。

### 計画目標2 誰もが利用しやすい公共交通環境の整備

- ・気兼ねなく公共交通を利用することができる環境整備を推進します。
- ・来訪者の移動手段として、あづみ野周遊バスやシェアサイクルなどを維持します。既存の交通の在り方を検討することに加え、来訪者向けの新たな移動手段についても検討します。
- ・バリアフリーの観点から、車椅子利用者が移動しやすい環境整備を推進します。

### 計画目標3 一人ひとりが支え育てていく公共交通の実現

- ・本市の基幹交通である鉄道の利用を促進する取り組みを行います。
- ・移動ニーズにより分類されるセグメントごとに、公共交通に関するわかりやすく効果的な情報発信を行います。
- ・子どもたちへの交通教育などにより、公共交通に乗って守っていく意識の醸成を図ります。

出典：安曇野市地域公共交通計画（骨子案）（R04）※

※本計画と同時期に改定を行っているため、上記の内容は現時点の骨子案に基づくもので、修正の可能性あり。